

第二百七十九号議案

東京都下水道条例の一部を改正する条例

右の議案を提出する。

令和六年十二月三日

提出者 東京都知事 小 池 百 合 子

東京都下水道条例の一部を改正する条例

東京都下水道条例（昭和三十四年東京都条例第八十九号）の一部を次のように改正する。  
第七条の三第一項第二号中「専任の」を削り、「置く」を「選任する」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

（提案理由）

情報通信技術の進展を踏まえたその効果的な活用のための規制の見直しに伴い、排水設備工事責任技術者の事業所ごとの専門義務に係る規定を改める必要がある。